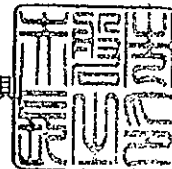


赤磐市告示第119号

赤磐市医療・福祉サービス事業所等原油価格等高騰対策支援金交付要綱を制定したので、赤磐市公告式条例（平成17年赤磐市条例第3号）第4条の規定により公表する。

令和4年11月2日

赤磐市長 友 實 武 貝



赤磐市医療・福祉サービス事業所等原油価格等高騰対策支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、原油価格等高騰の影響を受ける医療機関及び福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という。）の事業継続を支援し、安定的なサービスの提供を図るため、予算の範囲内で赤磐市医療・福祉サービス事業所等原油価格等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者等）

第2条 支援金の交付を受けることができるもの（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 市内に所在する別表に掲げる事業所種別に係る運営又は事業（以下「交付対象事業」という。）を行うもの（公立を除く。）であること
- （2） 令和4年9月30日時点（以下「基準日」という。）において医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定める病院若しくは診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める事業所において事業を実施していること
- （3） 支援金の交付後も継続して事業を実施する意思を有していること
- （4） 赤磐市暴力団等排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条に定める暴力団等及び暴力団員並びに同条例第6条に定める暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと

2 支援金の交付対象とする事業年度は、基準日の属する年度とする。

（支援金の額及び交付回数）

第3条 支援金の額は、別表に定める区分による。

2 次に掲げる事業所等を運営する交付対象者は、前項の支援金の額に、当該各号に定める数に1万円を乗じた額を加えた額を支給する。

- (1) 病院 搬送を行っている寝台車両（車両重量2トン以上）の数
- (2) 短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所（福祉型・医療型）、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、放課後等デイサービス、児童発達支援、地域活動支援センター又は日中一時支援を行う事業所 送迎を行っている昇降機付き車両（車両重量2トン以上）の数

3 支援金の交付回数は、1事業所当たり1回限りとする。

(交付の申請)

第4条 交付対象者のうち支援金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）

は、赤磐市医療・福祉サービス事業所等原油価格等高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和4年12月6日までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 開設許可証、指定通知、更新通知、定款又は運営規程等で医療法、介護保険法、障害者総合支援法又は児童福祉法に定める事業所等の運営をしていることが分かるものの写し
- (2) 車両の数に応じて支給額が定まる場合（前条第2項に定める交付金の加算を受けらる車両含む。）は、事業所等が所有する車両の車検証の写し、リース車両の場合は、車両の車検証及び賃貸借契約書の写し
- (3) 赤磐市の介護保険法に基づく被保険者でないもの及び障害者総合支援法に基づく赤磐市からの支給決定を受けていないもののみが利用している事業所は、基準日におけるサービス提供実績（基準日が営業日でない場合は、前直近の営業日におけるサービス提供実績）がわかる資料
- (4) その他交付要件を判断するに当たり市長が必要と認めるもの

(交付等の決定)

第5条 市長は、前条の交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定し、申請者に対し赤磐市医療・福祉サービス事業所等原油価格等高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の規定により支援金の交付を決定したときは、市長は、交付決定を受けたもの（以

下「交付決定者」という。)に支援金を口座振込により交付する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う支援金の返還)

第6条 交付決定者は、交付対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、令和4年度赤磐市医療・福祉サービス事業所等原油価格等高騰対策支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第3号)により、支援金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

3 交付決定者は、交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、支援金に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日の属する年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。

(返還等)

第7条 市長は、支援金の交付後において、支給対象とならないことが判明した場合又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたものに対し、支援金の返還を求める。

2 市長が、申請者に対し、申請書の不備について追完を求めたにも関わらず、これを追完せず、又は不備を充足しないまま令和4年12月6日を経過した場合は、申請を取り下げたものとみなす。

3 決定した支援金の額が、使用した金額を上回った場合は、その差額を返還させることができる。

4 この告示に定める条件に反した場合は、この支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、第6条を除き、令和5年3月31日限り、その効力を失うものとする。

別表（第2条、第3条関係）

医療法関係

事業所種別	支給額
病院	2,000,000円
診療所・歯科診療所	200,000円

介護保険法関係

形態	事業所種別	定員数	支給額
入所	介護老人福祉施設	50人以上	300,000円
		50人未満	200,000円
	地域密着型介護老人福祉施設		200,000円
	介護老人保健施設	50人以上	300,000円
	認知症対応型共同生活介護		200,000円
	特定施設入居者生活介護		200,000円
短期入所	短期入所生活介護		200,000円
通所	小規模多機能型居宅介護		200,000円
	通所介護		100,000円
	地域密着型通所介護		100,000円
	通所リハビリテーション		100,000円
	短期集中通所型サービス		50,000円
訪問	訪問介護		車両1台につき 15,000円
	訪問看護		車両1台につき 15,000円
	居宅介護支援		車両1台につき 15,000円
	ささえあい訪問サービス		50,000円

障害者総合支援法関係

形態	事業所種別	支給額
入所	共同生活援助	200,000円
短期入所	短期入所（福祉型・医療型）	200,000円
通所	生活介護	100,000円
	就労継続支援A型	100,000円
	就労継続支援B型	100,000円
	放課後等デイサービス	100,000円
	児童発達支援	100,000円

	地域活動支援センター	50,000円
	日中一時支援	50,000円
訪問	居宅介護	車両1台につき 15,000円
	計画相談支援（児・者）	車両1台につき 15,000円
	保育所等訪問支援	車両1台につき 15,000円
	移動支援	車両1台につき 15,000円

児童福祉法関係

形態	事業所種別	支給額
入所	児童養護施設	200,000円
通所	保育所、認定こども園	100,000円
	放課後児童クラブ	100,000円
	子育て支援センター	100,000円
訪問	子育て援助活動支援	50,000円

備考

- 1 介護保険法に基づくサービスには、介護予防サービスを含むとともに、訪問介護には介護予防・日常生活総合事業における訪問型サービス、居宅介護支援には同事業における介護予防ケアマネジメント及び通所介護には同事業における通所型サービスの指定を受けた者を含む。
- 2 介護保険法に基づくサービスと障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスの両サービスを提供している事業所については、いずれかのサービスのみを対象とする。
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援と障害児相談支援については、一の事業所とみなす。
- 4 訪問のサテライト型事業所については、本体事業所と一の事業所とみなす。

様式第1号（第4条関係）

赤磐市医療・福祉サービス事業所等原油価格等高騰対策支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

赤磐市長 様

申請者 住所又は所在地
法人名
代表者名 印

下記のとおり、赤磐市医療・福祉サービス事業所等原油価格等高騰対策支援金の支給を申請します。

なお、申請にあたっては、裏面の「5 誓約・同意事項」について誓約・同意します。

記

1 申請額 金 _____ 円

【内訳】

事業所種別 _____

車両台数 _____ 台

加算対象車両台数 _____ 台

2 交付対象事業所等の名称及び所在地等

事業所等名称		
所在地	〒 赤磐市	
担当者名		
連絡先	電話番号	
	メール	

3 添付書類

【全事業所共通】

- 開設許可証、指定通知、更新通知、定款、運営規程等
- 振込先の通帳の写し（通帳の表紙と通帳を開いた1、2ページ目）

【対象事業所】

- 車検証又はリース車両の場合は、車検証及び賃貸借契約書
- サービス提供実績が分かる書類
- その他（ _____ ）

4 振込指定口座

ゆうちょ銀行以外の金融機関										
金融機関名			支店名		分類	口座番号 (右詰めで記入してください。)			口座名義	
1 銀行	5 農協		本店・支店		1 普通				フリガナ	
2 金庫			本所・支所		2 当座					
3 信組			出張所							
4 信連			支店コード							

ゆうちょ銀行の通常貯金（総合口座）							
記号 (左詰めで記入してください。)			口座番号 (右詰めで記入してください。)			口座名義	
貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。 (※1 6桁目がある場合のみ記入してください。)						フリガナ	

5 誓約・同意事項

- (1) 申請時において、赤磐市医療・福祉サービス事業所等原油価格等高騰対策支援金の交付対象に該当する
- (2) 申請内容及び添付書類に虚偽がないこと
- (3) 申請書の不備について追完を求めたにも関わらず、これを追完せず、又は不備を充足しないまま、令和4年12月6日を経過した場合は、申請を取り下げたものとみなすこと
- (4) 支援金受給後に支給対象にならないことが判明した場合は、当該支援金を返還すること
- (5) 支援金交付後も継続して事業を実施する意思がある
- (6) 赤磐市暴力団等排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条に定める暴力団等及び暴力団員並びに同条例第6条に定める暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと

様式第2号（第5条関係）

赤磐市医療・福祉サービス事業所等原油価格等高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

赤磐市長

年 月 日付けで交付申請のありました赤磐市医療・福祉サービス事業所等原油価格等高騰対策支援金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定内容 交 付
不 交 付 (理由)

2 交付決定額 金 円

3 事業所名

様式第3号（第6条関係）

令和4年度赤磐市医療・福祉サービス事業所等原油価格等高騰対策支援金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

赤磐市長 様

住所又は所在地

法 人 名

代 表 者 名

印

下記のとおり、赤磐市医療・福祉サービス事業所等原油価格等高騰対策支援金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を報告します。

1 交付決定額 _____ 円

(対象事業所名: _____)

2 支 出 額 _____ 円

3 内訳（経費区分）

光熱水費 _____ 円

原材料費 _____ 円

そ の 他 _____ 円（内訳 _____)

4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ額控除税額（要支援金返還相当額） _____ 円

5 4において本支援金返還相当額が0円となる理由

- 消費税の申告義務がないため、支援金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。（添付資料なし）
- 簡易課税方式により申告したため、支援金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。（申告書第3-（3）号様式又は第27-（2）号様式の写しを添付）
- 仕入控除税額の計算を個別対応方式により行い、かつ、支援金の使途が全て「非課税売上のみ」に要するものとして申告しているため、支援金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。（申告書第3-（1）号様式又は第27-（1）号様式の写し 課税売上割合・控除対象仕入税額当の計算表の写しを添付）
- 支援金の使途が全て非課税仕入に該当するため、支援金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。（添付資料なし）
- 特定収入割合が5%を超えるため、支援金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。（申告書第3-（1）号様式又は第27-（1）号様式の写し 特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式）を添付）

- 6 4において本支援金返還相当額がある場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳、消費税の確定申告書（第3・（1）号様式又は第27・（1）号様式の写し）、課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（附表2・3又は附表2・1又は附表2の写し）を添付すること。

7 法人担当者連絡先

担当者名		
連絡先	電話番号	
	メール	